第2期復興・創生期間以降の確実な復興の実現を求める意見書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生以降、「集中復興期間」、「第1期復興・創生期間」の10年間を経て、現在は、現行の「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たしながら様々な復興事業に取り組んでおり、今後も復興の進捗状況に応じた継続的な取組が求められている。

国は、令和7年度に「第2期復興・創生期間」の次の5年間における当県の復興事業の規模を始め、復興の方向性を定める基本方針を見直す方針であるが、先般の行政事業レビューでの発言にみられるような、復興期間の終期等を前提とした県民感覚との乖離が感じられる議論ではなく、原子力災害特有の困難な課題が山積し、復興が未だ途上にある当県の実情を踏まえた前向きな議論が必要であり、次の5年間においても現場主義を徹底し、当県の復興に総力を上げて取り組む必要がある。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 第2期復興・創生期間後の財源について、今の5年間以上に力強く復興施策を進めていくため、福島再生加速化交付金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などの様々な支援策に必要な予算を確実に確保するとともに、地域の実情を踏まえた柔軟で使いやすい制度の運用を図ること。
- 2 燃料デブリの取り出し規模の拡大に向けた工法の具体化や長期にわたる取組のため の体制構築を図るとともに、新たな風評を招かないよう、放射性廃棄物や燃料デブリ の保管・管理を始め、安全確保に万全を期し、廃炉を着実に進めること。
- 3 当県内の除去土壌等の最終処分に向けては、最終処分量を低減するため、除去土壌の再生利用等を進めることが大変重要であることから、再生利用先の確保等に向けた取組を推進すること。
- 4 F-REIの施設整備について、計画どおりに復興庁設置期間である令和13年3月31日までに順次供用開始ができるよう早期に建設工事に着手すること。また、施設完成後の維持管理や緊急時の対応など、迅速かつ丁寧な対応が求められることから、当該施設の整備全般において県内企業の積極的な活用を図ること。
- 5 帰還困難区域の森林・林業の再生を進めるため、森林作業のガイドラインの策定等を速やかに進めるほか、漁業再生のための本格操業に向け、計画的な水揚げ量の回復やスマート水産業の推進など、安定的な水産物生産体制の構築を図ること。
- 6 農林水産物の流通段階での産地間競争力強化等の取組を推進するとともに、輸入規制の緩和・撤廃に向けた取組の推進はもとより、規制を撤廃した地域に対する正確な情報の発信等に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆 議 院 議 長 院 参 議 長 議 内 閣 総 理 大 臣 財 務 大 臣 農 臣 林 水 産 大 大 臣 経 済 産 業 玉 +: 交 通 大 臣 環 境 大 臣 復 興 大 臣

宛て